

議案第7号

つくば市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を
改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を
改正する条例

つくば市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成25年つくば市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科」を「又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経

験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「）又は」を「）若しくは」に改め、「高等専門学校」の次に「又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号並びに次条第1号及び第2号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上の期間水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条を同条第9号とし、同条第6号中「及び学科目」を削り、「学科目を修めたものについては1年」を「課程を修めた者にあつては2年」に、「学科目を修めたものについては2年以上水道」を「課程を修めた者にあつては3年以上水道等」に改め、「有するもの」の次に「（第1号に規定する課程を修めたものにあつては1年以上、第2号に規定する課程を修めたものにあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」を加え、同条を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条を同条第7号とし、同条第4号中「高等学校又は」を「高等学校若しくは」に改め、「中等教育学校」の次に「又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条を同条第5号とし、同条の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修め

て卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第３条第３号の次に次の１号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第３条に次の１号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であつて、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第４条第１号を次のように改める。

- (1) 前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については５年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第４条第２号中「及び第４号」を「又は第５号」に改め、「、土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に改め、「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を削り、「同条第４号」を「同条第５号」に改め、同条第４号中「及び第４号」を「又は第５号」に、「学科目」を「課程」に、「専門職大学前期課程」を「専門職

大学前期課程」に、「の卒業者」を「を卒業した者」に、「の修了者」を「を修了した者」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「において、」の次に「第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に、「卒業者」を「卒業した者」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について見直す必要があるため、この条例案を提出するものである。

つくば市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成25年つくば市条例第19号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条・第2条（略） （布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程_____を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）であること。 （2）学校教育法による大学_____又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程_____を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>であること。 （3）学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後、<u>次号並びに次条第1号及び第2号において同じ。</u>）、<u>5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>であること。 （4）<u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修め</u>	第1条・第2条（略） （布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科_____又はこれに相当する課程<u>において衛生工学又は水道工学に関する学科目</u>を修めて卒業した後、<u>2年以上水道_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</u>であること。 （2）学校教育法による大学の土木工学科又はこれ_____に相当する課程<u>において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</u>であること。 （3）学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は<u>高等専門学校_____</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後_____）、<u>5年以上水道_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</u>であること。

それ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上の期間水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において _____ 工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後 _____、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校

それ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____

_____ であること。

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの _____ であること。

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条に規定する布設工事監督者の資格を有する者であること。

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目 _____ を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校

を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(6) (略)

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

附則 (略)

を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校を卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(6) (略)

附則 (略)